

保護者様

守山市教育委員会教育長  
守山市立守山小学校長

新型コロナウイルス感染症の取扱いについて（お知らせ）

新緑の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は、本市の教育活動の推進に、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症が第2類から第5類へと移行します。これを受けて、学校においては、下記のと通りの取扱いといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 感染対策について

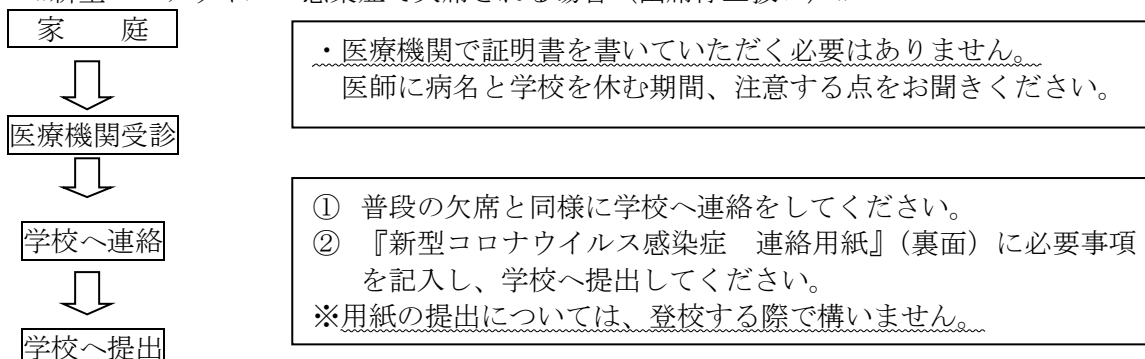
- (1) 継続して、換気の確保や手洗い等の手指衛生の指導を行ってまいります。
- (2) マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、マスク着用を促す場合もありますが、マスクの着用を強いることは行いません。また、児童の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう指導してまいります。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合には、活動の場面に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じる場合もあります。（給食についても同様）

2 出席停止の考え方について

- (1) 新型コロナウイルス感染症によって欠席された場合は、出席停止の取扱いとなります。インフルエンザ同様に、医師の証明書を提出いただくなくても出席停止扱いとします。ただし、証明書の代わりに、『新型コロナウイルス感染症 連絡用紙』（裏面）を提出いただくこととなりますので、ご協力願います。
- (2) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて登校を控える他に手段がない場合や医療的ケアが必要、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高くなる場合などにおいて登校すべきでない判断する場合は、原則出席停止扱いとなりますので、このような場合は学校へご相談ください。これらの事由以外の場合は、基本的に欠席となります。  
※発熱等で欠席した場合はコロナ前と同様、欠席扱いとなります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例 5/9(火)	5/10(水)	5/11(木)	5/12(金)	5/13(土)	5/14(日)	5/15(月)
発症日	療養期間（5日間）					登校可
	症状が軽快した後1日経過					

《新型コロナウイルス感染症で欠席される場合（出席停止扱い）》



### 3 ご家庭へのお願い

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、早めに医療機関での診察等を受けていただき、適切な処置をお願いします。
  - ・『新型コロナウイルス感染症 連絡用紙』は、必ず保護者の方が記入してください。
  - ・出席停止期間中は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。学校での感染拡大を防止するため、この期間を守って登校するようにしてください。
- ※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
  - ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用のご協力をお願いします。また、咳やくしゃみ、鼻水、上気道炎症状等がある場合は、感染の有無に関係なく、マスク着用にご協力をお願いします。
- (2) 5月8日以降は第5類へ移行したことにより濃厚接触者を特定することはありません。よって、学校としては欠席を求めませんが、ご家庭でもお子さんの体調を今までのようにご確認いただきますようよろしくお願いいたします。
- (3) 熱中症の危険性がある場合は、マスクを外すように声をかけることがあります。これから暑くなってきますので、登下校時においても熱中症とならないよう、ご家庭でも声かけをお願いします。
- (4) 給食の配膳時には、衛生面の観点から、給食当番の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症流行前から実施しているマスク着用についての指導を継続しますので、マスクを持たせていただきますようよろしくお願いいたします。
- (5) その他、不安なことがありましたら学校にご相談ください。
- (6) この通知は守山小学校 HP「学校だより」コーナーに掲載しますので、新型コロナウイルス感染症連絡用紙も含めご活用ください。

キリトリ

## 新型コロナウイルス感染症 連絡用紙

守山市立守山小学校長 様

新型コロナウイルス感染症と診断されましたので、次のとおり連絡します。

1 受診をした医療機関名 等

2 医師から、学校を休み家庭で療養をとるように指示された期間

令和 年 月 日から 月 日まで

※出席停止基準・・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

3 主な症状 当てはまるものすべてに○印をつけてください。

頭痛・発熱（ 度 分くらい）・腹痛・下痢・はきけ

嘔吐（もどした）・せき・のどの痛み・関節痛・その他

（ ）

年 組 番 児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_